

国民健康保険の被保険者の方へ

○限度額適用認定証と標準負担減額認定証について
入院などの高額な医療費が見込まれる場合には、あらかじめ「**限度額適用認定証**」を医療機関に提示すると、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

また、町・県民税非課税世帯の方が入院をする場合には、「**標準負担減額認定証**」を医療機関に提示すると、入院時の食事代の自己負担が減額されます。

「限度額適用認定証」と「標準負担減額認定証」は、申請により交付します。年齢と住民税の課税状況によって、交付される認定証と自己負担限度額の区分が異なります。

【70歳未満の被保険者】

町・県民税課税世帯…限度額適用認定証（水色）のみ

町・県民税非課税世帯…限度額適用認定証（水色）と標準負担減額認定証（白色）の2枚

【70歳以上の被保険者】

町・県民税課税世帯…認定証は交付されません
町・県民税非課税世帯…限度額適用・標準負担減額認定証（黄緑色）

現在、限度額適用認定証や標準負担減額認定証を交付されている方は、有効期限が平成27年7月31日になっています。更新の必要な方は申請をしてください。

標準負担減額認定証については、入院期間が90日を越えた場合、再度申請をすると入院時の食事代がさらに減額となる場合があります。（詳しくは国保係へお問い合わせください）

★申請に必要なもの

・保険証

・印鑑

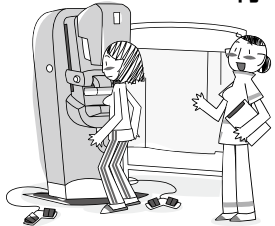
・お持ちの認定証（更新の方）



※お知らせ
5月号広報誌でお知らせしました子宮がん検診・乳がん検診個別検診医療機関の中で、高知城東病院および高知大学医学部付属病院は受診できる医療機関から除かれ、個別検診対象医療機関ではなくなりました。

問い合わせ先

住民課健康づくり班 下村



子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として今年度も子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

【対象者】平成27年6月分の児童手当を大豊町から受給される方

※今年度の子育て世帯臨時特例給付金の対象となる公務員以外の方には、児童手当現況届のお知らせに申請書を同封して郵送しております。

※公務員の方は、平成27年5月31日時点で大豊町に住民票がある人が対象となり、申請には勤務先からの「児童手当状況証明」が必要となります。

【支給額】対象児童1人につき3,000円

【申請期限】10月30日(金)

【必要書類】申請書（印鑑をご持参ください）

本人確認書類

振込口座の確認ができるもの

問い合わせ先 住民課福祉班 都築

ついでご確認いただき、納付書払い（普通徴収）の方は納め忘れないようお願いいたします。

平成27年度の保険料の納入方法は次のようになっています。

①7月から12月まですべてを納付書で納める方（普通徴収）

②年度の途中から年金天引きとなる方（普通徴収＋特別徴収）

③年金支給月にすべて年金からの天引きとなる方（特別徴収）

昨年まで年金からの天引き（特別徴収）で納められていた方でも、所得額等によって徴収方法が変更され納付書払い（普通徴収）になる場合もありますので、ご注意ください。

問い合わせ先 住民課保険窓口班 小松

各種健診の受診券等を発送しました

7月13日(月)から16日(木)は総合検診の日です。次の各種健診の受診券等を6月末にお送りしています。

申し込みをされた方で、受診券等が届いていない場合は健康づくり班まで連絡をお願いします。

◆40歳以上74歳までの国保加入者に

「特定健康診査受診券」

◆75歳以上で健診の申し込みをされた方に

「健康診査受診券」

◆がん検診の申し込みをされた方に

「がん検診受診票」

受診の際は、必ず受診券等を持参してください。

*婦人がん個別検診について

受けたい医療機関に必ず予約してから受診票と保険証を持ってお出かけください。

*乳がん検診について

乳がん検診は個別検診です。受診票を必ず持参してください。（自己負担無料）

・3カ月分の病院の領収書、入院期間の証明書など（入院が90日を越えた場合）
申請は住民課保険窓口班国保係で受け付けています。
※所得の申告をしていない方は、所得の申告をしないと認定証が交付できません。
※国保税を滞納している方には認定証は交付されません。

問い合わせ先 住民課保険窓口班 国保係

大豊町健診タクシー制度

町内に住民票を有し、居住している方が町内の医療機関で健診を受けた場合、帰りのタクシー料金の一部を助成します。

【対象医療機関】

大杉中央病院、大田口医院、高橋医院

【助成金額】

医療機関から自宅までの帰りの片道料金のうち、500円を超える額（500円は自己負担となります）

【助成期間】

7月1日から11月30日まで

【利用方法】

健診を受けて帰る際、医療機関の受付で「タクシー利用助成券（桃色）」を発行してもらい、タクシー乗車時に運転手に提出してください。

※ただし、買い物など個人的な寄り道区間および待ち時間の料金は自己負担となります。

問い合わせ先 住民課保険窓口班 坂本



平成27年度国民健康保険税について

地方税法施行令の一部改正により限度額と軽減が次のとおりになります。

限度額

国保税は基礎賦課、後期高齢支援金分、介護分（40歳以上70歳未満が対象者）のそれぞれを計算し、それを合計した額です。

軽減制度

国保税の平等割りと均等割りについて、軽減制度が拡大されました。

☆改正前

【7割軽減】世帯の所得が33万円以下

【5割軽減】世帯の所得が33万円＋24.5万円×（被保険者数－世帯主）

【2割軽減】世帯の所得が33万円＋45万円×被保険者数

☆改正後

【7割軽減】世帯の所得が33万円以下

【5割軽減】世帯の所得が33万円＋26万円×被保険者数

【2割軽減】世帯の所得が33万円＋47万円×被保険者数

※平成27年1月1日時点で、満65歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)の公的年金所得は15万円の特別控除が適用されます。

問い合わせ先 … 住民課税務班

死亡届提出後の手続きについて

お亡くなりになった方が	手続き	必要なもの	備考
国民健康保険に加入していた 後期高齢者医療保険に加入していた	葬祭費(※)の請求	☐ 会葬礼状、葬祭の領収書、火葬埋葬許可書のいずれかの写し(葬祭を行った方が確認できるもの)	被保険者証を返納してください
		☐ 葬祭を行った方の口座番号の確認できるもの	
		☐ 葬祭を行った方の印鑑	
国民年金に加入していた	年金受給権者死亡届 未支給年金の請求	☐ 印鑑	年金証書を返納してください
		☐ 死亡者と請求者の関係がわかる戸籍謄本・住民票等	
		☐ 死亡者と請求者の生計同一関係書類	
		☐ 請求者名義の預貯金通帳の写し	
		☐ 請求者の印鑑	

※葬祭を行った方に3万円が支給されます。

その他、介護保険被保険者証（黄緑色）、身体障害者手帳等をお持ちの方は返納してください。

問い合わせ先 … 住民課保険窓口班